

広報
くす



平成31年玖珠町消防団特別点検

1月13日、玖珠川河川敷で玖珠町消防団特別点検が行われました。被表彰者など詳細は広報くす3月号でお知らせします。

2

Vol.725
2019 Feb.

今月の目次は29ページ

「特集」

過疎ニモ負ケズ、 高齢化ニモ負ケナイ 「地域づくり」

「できれば健康で、住み慣れた家で、安心して暮らしつづけたい」年齢とともに、そう感じる人は多いのではないでしょうか。しかし、少子・高齢化、地域の過疎化が進むと、そういう日々の生活を送ることが難しくなることもあります。これは、全国的に起こっている深刻な問題ですが、また同時に、「地方創生」の言葉に見られるように、「地域の力」の有無が問われ、私たちの暮らしや将来を左右する重要な時代を迎えてます。今回の特集は、今後、どうやって地域で安心して・充実した暮らしを送ることができるのか、町が考えている取り組みをご紹介します。みなさんも、5年後、10年後の自身に置き換えていつしょに考えてみませんか。

町の過疎・高齢化は

玖珠町の人口は、現在、約1万5千人です。

面積 区域内 約4% (都市計画区域内と同計画区域外の面積の割合)



ポイントその1

「都市計画区域」とは、町の中心部です。大字塚脇と大字山田・大隈・森・帆足・岩室の一部のエリアです。

左記のグラフで分かるように、わずか4%の都市計画区域内の中に、約66%の人口が集中、逆を見ると、周辺地域の人口減少・過疎が進んでいることがわかります。

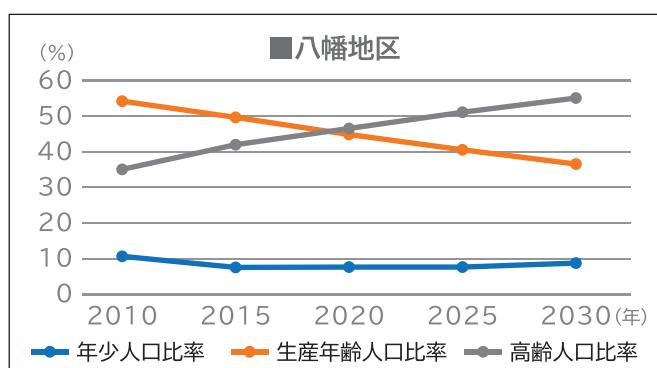
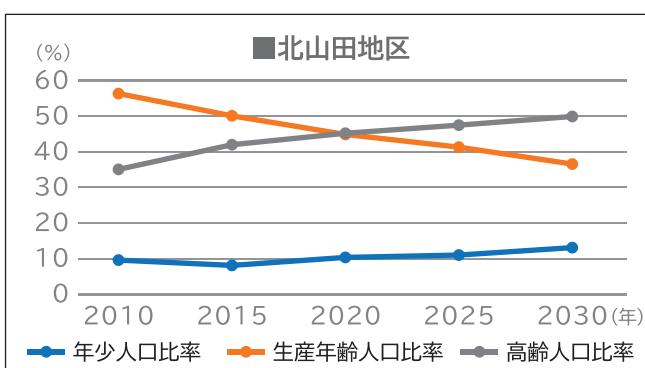
(都市計画区域内と同計画区域外の人口の割合)



ポイントその2

「玖珠町人口ビジョン」(平成27年に町が作成)の中で、全町的に、生産年齢人口(15~64歳)と、高齢人口(65歳以上)の割合が、逆転に向かい、高齢人口の割合が上回る傾向です。

特に、北山田、八幡地区は、2020年頃を境に、高齢人口が大きく上回ることが分かっています。



自治区の実態は

町には約280の自治区があり、うち、**15世帯以下の自治区が半数を超えてい**ます。

また、5戸以下の自治区も28自治区あります。

高齢者が多くを占める自治区

は年々増え、自治委員になる人が減つたり、地区の清掃や、何かあった時の隣近所の助け合いなど、自治区本来の共助の役割を行なうことが難しくなっています。

また、核家族化の進行で自治区離れも進んでいます。

このため、町では、将来的な人口減少や高齢化に対応するため、十数年前から自治区の再編を働きかけています。これまで、自治区の方の意思で、3つの自治区が近隣地区と合併しました。

自治区の再編は、そこで暮らす人々にとって様々な事情もあるため、町は期限を決めず、現状維持も含めて考えています。その中で、継続的に幅広い意見を聞きながら、望ましい自治区の方の検討を、今後も住民の方々と行っています。

【自治区の再編についてどう思いますか？】

- 「早くこういう検討会をして欲しかった」
- 「各自治区で、十分な話し合いが必要」
- 「地区で話して良い方向に考えていかないと、今後が不安」、「自治区の再編は、地域の課題として捉えるべき」
- 「現状のままで良い」
- 「自治区の再編は、必要だと思う」
- 「合併すると役員の仕事が多くなるのではないか」、「伝達がしにくくなり、活動が低下するのではないか」、「合併しても高齢者が多くなることは変わらない」、「各自治区間が遠くなるのではないか」など

平成29年度から30年度にかけて開催した自治区再編の検討会で出されたご意見の一部

朱書き部分は特に高齢者が多くを占める自治区で、近年増加しています。

■自治区の戸数の現状

		森	玖珠	北山田	八幡	合計
世帯数 (世帯)	高齢化率	38.4%	32.8%	42.3%	46.6%	37.7%
	1～5	18	3	3	4	28
	6～10	40	11	8	23	82
	11～15	26	20	9	10	65
	16～20	13	8	9	4	34
	21～30	9	16	8	6	39
	31～	8	20	3	1	32
	合計	114	78	40	48	280
						175戸 (63%)

コミュニティ運営協議会の役割

あり、その役割が、コミュニティ運営協議会へ依存される傾向にあります。

平成18年、玖珠町は、森・玖珠・北山田・八幡の各地区にコミュニティ運営組織を作りました。その役割は、行政ではできにくい地域活動の対応や地域の活性化です。

主に、教育文化・福祉・生活環境・地域づくりなどを通じた

地域の振興を考え、進める団体です。

多くの住民の方々が様々な形で、コミュニティ活動に参加・参画して地域ごとの特色を生かしながら、地域を盛り上げています。

役割が混同？

コミュニティ運営協議会は、地域を振興する組織です。

一方で、自治区は、地縁によりつながった住民が助け合いながら自治区の行事や問題の解決、また、高齢者の見守りなどを行う組織です。

しかし、近年、一つの自治区のみではこれまでのような活動ができにくくなっている実態が

問題の実態は



森地区コミュニティの人々が行っている玖珠インター前の花壇の花植え。約10年間続けられています。

自治区によつては、人口の減少などで、「これまで自治区で行つてきた行事や作業ができるなくなつた」「世話が行き届かない」。そんな様々な問題を、どうやって解決したらいいのか、今後、過疎化・高齢化が進む中で、深刻な問題です。このような中で、将来を見据えて取り組んでいる地域、人々も町内にはたくさんいます。次頁では、地域の方々にお話を伺つた内容をご紹介します。

暮らす人みんなの力が必要



地域によって異なる様々な実態
今回、2名の方にお話を伺いました。

地域の高齢化、過疎化

難しいとばかり言っている訳にはいきません。高齢者の一人世帯や病気の方、独居世帯も多いですが、高齢者が住みやすい地区にしたいです。田舎ならではの良さ、隣近所で声掛け合って見守る・助け合うという環境をつくる必要があります。

祭りなどの行事、祇園などはどうこれから来たのかというくらい若い人たち、森地区商工青年部、祇園保存会の人々など、たくさんの人たちが支えて盛り上げてくれます。また、「こういった機会が、若い人々と高齢者との話すきっかけでもあり、「こうしたらしい」とか、いろいろないアイデアが生まれるもの、若い人たちのお陰だと思います。

一方で、自治委員だけでは目の行き届かない所も多々あります。例えば、自治委員と民生委員の役割が重なったり、双方からもれてしまっている所もあります。普段、地域の中で、誰でもあったら、声をかけるようにします。声掛けは大切だと思います。初めての人には警戒されがちなこともありますが、継続することが大切です。お互いに分かり合つていけるように話していくことが大切です。お互いを知ると、話したことのないようなこ

高齢者が多い中で、改めて「地域づくりって何だろうか」と考えることがあります。そこに住む人たちと一緒にになって問題解決をする、地域が一体になって、暮らしやすい、楽しい所にしたい、そのためには住民の参画が不可欠なのかなと思いま

自治区の課題

地域の人材と世代間のつながり

自治委員になる人がなかなかいません。役員になると責任を押し付けられるという思いもあるでしょう。でも、自分が住んでいる自治区だから、少し考えてくれたらなあと、毎年切り替えの時期になると想います。

「ミニコニティ組織と町の連携

コミュニティも自治委員も、行政や各種団体、協議会など様々な会があて職とか、本来の仕事以外の仕事が増えて忙しくなっています。改善策を考える必要があると思います。そして、誰が高齢者を支えていくのか。高齢者が高齢者を支えていく仕組みを考えいかなければならぬ、そのためにはどうやっていけばそれが成り立つていくのか、様々な連携の中で考えて解決する方法を見出していく必要があると思います。



地域の人々の絵や写真を街並みに飾って町の賑わいを取り戻そうと始まった「森街なみ文化祭」。地元の人々の力で、12回を迎えました。古民家や蔵を利用したコンサート、また、豊後大友鉄砲隊の武者行列など、年ごとに賑やかになっています。



加来 直幸さん（森・鬼丸）
森地区コミュニティ運営協議会会長
森地区自治委員協議会会長

浦河内地区振興会のはじまり

昭和49年、北山田地区内の小学校が統合して、同年4月に北山田小学校が開校しました。地域の拠点だった大野原小学校が無くなり、みんなで何とかしようと大野原（現・浦河内）地区振興会を立ち上げました。

地域広報誌「浦河内」の発行

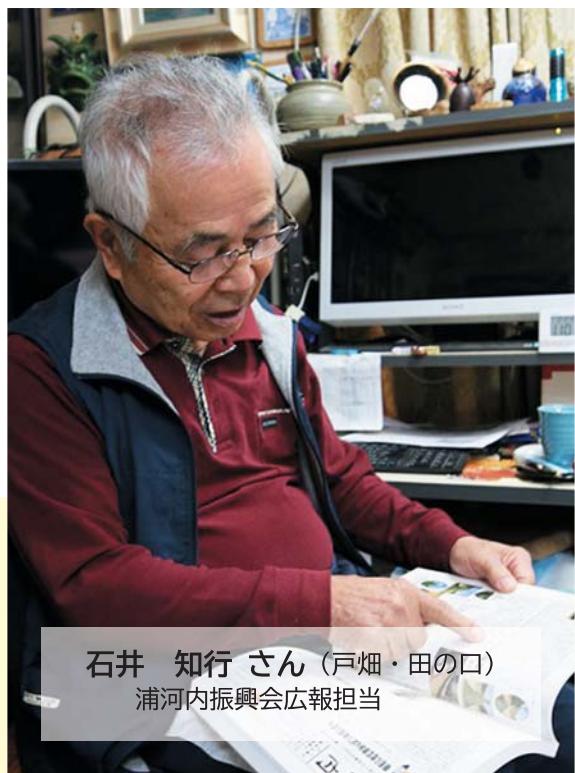
広報誌「浦河内」は、平成10年8月に創刊、21年目に入り、今月25日発行で247号になります。みんなから、「よう書くことがあるねえ」「いつも楽しみにしている」と言われるなどやっぱり嬉しいです。アンテナを張つていれば何か書くことはあるもんです。紙面に穴があると軽トラで地区内を回ります。ここ道路が傷んでるとか、河川がどうだとか発見だけです。

地区の少子・高齢化

年1回は、人口減、少子・高齢化が進む浦河内の実態の特集記事を掲載しています。これは、21世紀に入った時、今後、地域の人口はどうなっていくのかと危惧を持ったのがきっかけです。毎年5月末現在の地域内の自治区の人口を、6月号に載せてあります。2001年に884人だつ

地域の助け合い・連携

一人暮らしの高齢者もいますが、地区ごとで月に一回開催している「いきいきサロン」が、高齢者への声掛けや見守りなどの役割を補えて



石井 知行さん（戸畠・田の口）
浦河内振興会広報担当

いると思います。災害時の連絡・避難先なども老人クラブが行っています。また、地区内には浦河内川が流れていますが、毎年2回、のべ200名の方が出て、河川の清掃と、県道の草刈りをしています。昔は、自転車や布団など、いろんなものが川に捨てられていました。

今は、自然環境を守ろうという意識が地域全体に浸透して、河川への不法投棄はなくなりました。一方で、今後の見通しは厳しいと思うことがあります。その一つとして、農業の担い手が減っていく中で、農村集落が維持できるのかという問題です。

そのためにも、何があつてもみんなでやるという地区的協力体制が必要だと思いますね。

昨年7月号で創刊20年を迎え、浦河内振興会は、既刊の全紙の縮印版（2巻）を発行しました。6年前に石井さんが入院した際にも、病室にパソコンを持ち込んで編集、コツコツと続けてきたあゆみと、地区の実態・変容が凝縮されている貴重な冊子です。



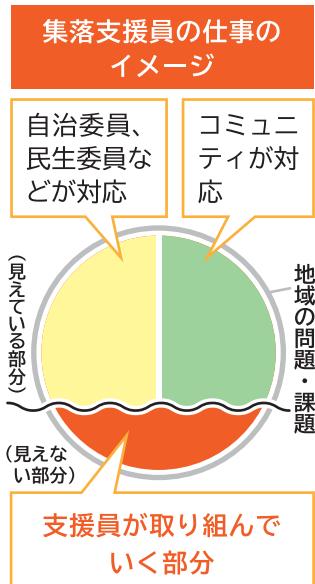
新たなマンパワー

「集落支援員」

これまでふれてきた地域の課題・問題の解決策の一つとして、町は、従来の組織に加えて、より専属・特化した新たなマンパワーが必要だと考えています。

その中で、国（総務省）の事業である集落支援員制度の活用を検討しています。

「**集落支援員**」は、複数の集落にまたがって、巡回を行いながら、地域の問題や課題、困っていることなどを調査して、役場や関係する組織・団体と連携しながら、解決のための仕組み・機運づくりを行うことが仕事です（週に約40時間、報酬有）。



「地域おこし協力隊」とは、どう違うんですか？

「地域おこし協力隊」は、都市から地方に移住して、地域協力活動を行なながら、定住を図る取り組みです。住民が増えることによる地域の活性化をめざしています。

日田市集落支援員 折居 弘滋さん

（支援員3年目、前津江地区）

なんとかしようと頑張つています。こういった高齢者は少しの手伝いがあれば、自宅で安心して暮らし続けることができるのです。

とはいっても、集落支援員はなんでもしてくれるボランティアではなく、個人のための集落支援員ではないことを理解していました。

集落支援員になつて一年目はとても大変で、初めての訪問では警戒され、「あんた誰かい？」

と言われ、三回、四回と通うことで、やっと玄関に入れてもらいました。

それでも、何回も通つて話していくうちに、「実は、あれができなくて困つていて…」など、相談され、個人や地域の解決すべき課題が見えてくると同時に、住民の方との信頼関係を少しずつ築けるようになつてきました。

私は、行政でできる事は行政にしつかり行つてもらい、地域内の自分たちで解決できることは行政に頼らずしっかりとやつていける仕組みを作りたいと考えています。

実際、訪問してみると、高齢者ののみの家が多く、また、独居の高齢者も多く住んでいたことがわかりました。

こういう実態の中で、高齢の方は住み慣れた前津江の中ではつまでも住み続けようと、できるだけ他人に頼らずに自力で

（折居さんのある一日）

- 8:30 前日の協議内容の整理と訪問記録、連絡事項などを含め日報の作成
- 10:00 地域巡回⇒〇〇宅（補助制度の相談）
〇〇宅へ訪問（草刈りの相談）
- 12:15 昼食
- 13:00 協議⇒「前津江ふるさと祭」打合せ⇒住民自治組織立ち上げの打合せ
- 15:00 地域巡回⇒〇〇地区お宮祭りの手伝い
- 15:30 作業終了後、一旦業務終了
- 19:30 「ふるさとまつり実行委員会」に出席
- 21:00 業務終了



高齢者世帯への声掛け

そして、住民の方には些細なことであつても自分たちで助け合つて解決できるという達成感と連帯感を持つてもらい、こういった活動が地域にゆっくりと少しづつ浸透していくことが大切だと思います。そして地域のみんなで力を合わせ、20年後の住みやすい場所づくりをしていきたいと思います。

平成31年度 玖珠町臨時職員の募集

■募集職種及び業務内容など

職種	賃金	勤務時間	仕事内容	備考
一般事務職	6,800円/日	午前8時30分～午後5時		
一般事務職 わらべの館 久留島武彦記念館 その他公共施設	6,800円/日	午前8時30分～午後5時 ※土日祝日勤務があります。	一般事務補助 パソコン入力など	障がいのある人を含む ※①参照
保健師	9,200円/日	午前8時30分～午後5時	保健師業務全般など	保健師・看護師免許必要 ※②参照
看護師	7,800円/日	午前8時30分～午後5時	看護師業務全般など	
栄養士	7,400円/日	午前8時30分～午後5時	学校給食栄養士業務全般など	栄養士免許必要
清掃員	5,400円/日	午前8時～午後4時	庁舎などの清掃業務	
学校給食調理員	6,000円/日	午前8時30分～午後4時15分	学校給食調理業務全般など	※③参照
小・中学校 臨時専科教員	8,090円/日	午前8時20分～午後4時50分	小・中学校での教科指導など	教員免許必要 ※④参照
学校用務員	6,000円/日	午前8時20分～午後4時50分	学校施設の維持管理、用務、事務補助	※③、④参照
特別支援教育 支援員	6,400円/日	午前8時20分～午後4時50分	学校生活に支援が必要な児童生徒の援助、見守りなど	※③、④参照
ICT支援員	6,800円/日	午前8時20分～午後4時50分	小・中学校での電子黒板などの情報機器の操作支援など	※④参照
くす星翔中学校 一般事務職	6,800円/日	午前8時20分～午後4時50分	スクールバス運行管理業務など	※④参照

※①障がいのある人の募集要件

- 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳、療育手帳制度（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に定める療育手帳又は精神保健福祉法第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人。
- 賃金、勤務条件などは、職場によって異なる場合があります。

※②配置部署によっては、土・日・祝日勤務がある場合があります。

※③小中学校の長期休業中（夏休み・冬休みなど）は、勤務のない日があります。

年間勤務日数：学校給食調理員・特別支援教育支援員・学校用務員は概ね210日

※④各学校の定める始業時間により、勤務終了時刻が前後します。

また、各学校行事により、勤務日が変わる場合があります。

■募集人数 全職種それぞれ若干名

■勤務場所 玖珠町役場本庁、町立小中学校、学校給食センターなど

■任用予定期間 2019年4月1日～2020年3月31日

■勤務条件 賃金など：上記職種賃金に準ずる・通勤手当支給有
休 暇：勤務期間に応じ年次有給休暇などがあります。
そ の 他：法定の社会保険制度に加入します。

■申込方法 市販の履歴書に写真を貼付し、写真の上部に希望職種を『朱書き』してください。※備考欄に免許必要と記載されている職種は、各免許証の写しを添付してください。

■提出場所：玖珠町役場2階 総務課総務係

郵送の場合：〒879-4492 玖珠町大字帆足268番地の5
玖珠町役場総務課総務係宛て

■受付期間 2月1日（金）～2月20日（水）必着

■試験日 2月24日（日） ■選考方法 面接試験等（10分程度）

※詳細な受付時間及び受験会場は別途受験票を交付します。

問 総務課 総務係 ☎(72)1111

多くの自治体で
活用されてます

- 県内では18自治体中10自治体が、集落支援員制度を活用しています。
- 集落、地区での課題や問題点は様々で、各自治体とも、独自の取り組みや、他自治体の優良事例を取り入れるなど、創意工夫が行われています。
地域の「世話役」の存在が求められています。

地域づくりは 自らの手で

以前は、家庭や地域で、若者や子どもが多く、「青年団」「婦人会」などの組織が、様々な場面で、地域を支え、盛り上げてくれました。

しかし、少子・高齢化の弊害で、例えば「共働きで地域の祭事に参加する余裕がない」、「地区の出事に来る人が少なく負担が大きい」など、地域での支えが大きくなっています。

この制度は、支援員と地域の様々な組織との連携や、住民の人々の協力があつて、初めて地域の中に根付き、実現しにくい時代が訪れます。一方で、将来的には人口の減少により、行政機能の見直しが合が難しくなった結果、行政や関係機関に要望・依存する傾向が強まつたように思われます。一方で、20年後も、元気な地域であるための体制づくりを見据えて、「集落余儀なく進められ、要望しても実現しにくい時代が訪れます。このような中で、町は10年、体制づくりを、みんなで考え、作り上げていこう時代を迎えています。

確定申告・申告相談はお早めに!

ご不明な点はお問い合わせください
税務課住民税係

☎ 0973(72)1114

確定申告と申告相談が、**2月18日(月)**から始まります。申告は必ず期間内に行つてください！



町民税・県民税

平成31年度の町民税・県民税は、平成31年1月1日に玖珠町に住民登録がある方に、平成30年中（平成30年1月1日～12月31日）の所得に対して課税されます。

申告に関する重要なお知らせ

個人番号（マイナンバー）の記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。

申告書には、**本人、扶養親族や事業専従者の個人番号の記載が必要**となります。また、本人には、個人番号の確認と本人の確認が義務付けられます。本人確認書類を必ずお持ちください。

（本人確認書類について）

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方はカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能となります。
- ・マイナンバーカードをお持ちでない方は下記の①、②の書類両方が必要です。

①ご本人のマイナンバーを確認できる書類（番号確認書類）

- ・通知カード
- ・住民票の写しまたは、住民票記載事項証明（マイナンバーの記載があるもの）

②記載したマイナンバーの持ち主であることを確認する書類（身元確認書類）

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・在留カード
- ・公的医療被保険者証
- ・身体障害者手帳

平成31年 玖珠町が行う申告相談の日程 受付時間 午前9時～正午、午後1時～4時

日	月	火	水	木	金	土
	2/18 杉河内公民館	19 日出生北部地区 コミュニティセンター	20 くすまちメルサンホール（2階視聴覚室）	21	22	23
24	25	26	27	28	3/1 くすまちメルサンホール（2階視聴覚室）	2
くすまち メルサンホール (2階視聴覚室)	4 申告相談は 行いません。	5	6	7	8	9
10	11 くすまちメルサンホール（2階視聴覚室）	12	13	14	15 古後地区生活 改善センター	

<重要なおしらせ> 3月4日は、日田税務署での確定申告は行っています。

1 個人住民税の申告書について

次の（1）～（4）に該当する方には、申告書を送付していません。

- （1）給与所得者で事業所などから税務課へ「給与支払報告書」の提出があった方
 - （2）公的年金を受給されている方
 - （3）給与支払報告書に記載をされている被扶養者
 - （4）税務署から確定申告書が届いている方
- ※上記に該当する方で、申告書が必要な方へは、別途郵送しますので、ご連絡ください。

3 申告相談会場にお持ちいただくもの

- （1）マイナンバーを確認できる書類（番号確認書類）
※マイナンバーカード、通知カード、番号記載の住民票の写しなど
- （2）記載したマイナンバーの持ち主であることを確認する書類（身元確認書類）
※マイナンバーカード、運転免許証、公的医療被保険者証など
- （3）個人住民税の申告書（役場から届いていない方は、申告会場にあります）。
- （4）印鑑（認印で可）
- （5）口座番号がわかるもの（通帳など）
- （6）平成30年中の収入の証明となる書類（源泉徴収票、事業主が出す支払証明書、収入証明書類など）
経費の証明となる領収書、金銭出納簿など（請求書、納品書などは、経費の証明となりません。）
- （7）控除の証明となる書類（生命保険料・地震保険料の支払証明書、医療費の領収書、障害者手帳など）
- （8）収支内訳書（合計、収支等まで記載したもの。対象の方のみ）

2 申告が必要な方

- ・事業所などから源泉徴収票をもらっていない方
- ・給与所得、公的年金以外に収入がある方（営業、農業、不動産、一時金など何か収入があった場合には必ず申告が必要です）。
- ・2か所以上の事業所から給与を受取り、年末調整をしていない方
- ・源泉徴収票に記載のない控除を受ける方（医療費、生命保険料、地震保険料などの控除）
- ・収入がなかった方（非課税年金のみを受給している方も含みます）

申告相談に来場する方へのお願い

申告相談時間の短縮のため、事前に領収書などの整理や関係書類への記入をお願いします。

○農業所得のある方

農業所得の収支内訳書を作成されていない方や、領収書の整理ができていない方は、受け付けができず、後日の対応となることがあります。
収入や経費がどこの内訳に入るかわからない場合は、内訳書を作成した上で、その領収書を相談時に提示してください。

○医療費控除を受ける方

税務課に医療費控除を受けるための「医療費控除の明細書」「セルフメディケーション税制の明細書」を用意しています。医療を受けた方、病院、薬局ごとに分けて計算し、明細書に必要事項を記載して提出してください（通常の医療費控除とセルフメディケーション税制は選択適用）。

5 その他

- 申告相談期間中は、担当職員が会場に出向き、課税資料などを申告会場に持ち出しているため、役場内で申告を受けることはできません（完成した申告書の受け取りは行います）。
- 玖珠町の申告相談会場以外で確定申告をされた方は、別に個人住民税の申告をする必要はありません。

土地や株式などの譲渡所得、配当所得、雑損控除、住宅借入金控除、一時所得、事業等所得で青色申告の方は日田税務署にお問い合わせください。

●日田税務署

☎ 0973（23）2136 ※自動音声案内

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」「公的年金等の源泉徴収票」の発行などに関するお問い合わせは、日本年金機構日田年金事務所にお問い合わせください。

●日本年金機構日田年金事務所

☎ 0973（22）6174

確定申告書類の特定個人情報の取扱いについて

町の申告相談会場で確定申告書を作成する場合には、個人番号の記載された確定申告書と本人確認書類の写しなどの特定個人情報を一時的に預かりして、税務署へ引き継ぎます。役場の税務課へ預けずに手続きを行いたい場合は、直接税務署で申告を行ってください。

公共施設のあり方・中学校跡地利用の説明会を開催しました

公共施設の老朽化問題が全国で発生しています。この問題は本町でも例外ではなく、将来に向けて対応する必要があります。

そのため計画素案を作成し、住民のみなさんのご理解と意見収集を行うために、各地区説明会を開催しました。説明会での主な質問・意見などをお知らせします。

公共施設の複合化などは将来人口推計を考慮しますか？

地域での人口や高齢化率、施設の利用状況・距離（場所）などを考慮しています。

建物を整備した時に施設保存計画などはないですか？

人口減少や施設老朽化に対応するために今回計画を策定しました。今後は適切な施設マネジメントと、住民のみなさんと情報共有を行います。

施設複合化（公民館や消防詰所など）ですが、今後のあり方について住民の意見を聞いて欲しいです。

実際に老朽化対策を行う時は、事前に地域住民の方に施設の状況や今後地域で「何が最適であるか」などを話し合って実施します。

そのため、将来を見据えた「新たな拠点づくり」を住民の方と行います。

今後は、本町が置かれている状況を広く共有し、どのように対応するかを共に考えます。また、自治区や各種団体から説明会の開催依頼があれば随時対応します。

計画書の見直しは想定している？

計画書の見直しは想定しているまです。これは社会情勢や地域住民の意

向を適切に反映させるためです。ただし、すべての建物を残すことは不可能です。何が最適であるか住民の皆様と考えます。

古後中学校に古後小学校を移転する計画はどうなってるの？

今回、素案では中学校へ小学校の移転を予定していましたが、学校関係者などの話し合いにより、移転は実施しない方針で計画を修正します。

八幡中学校はどのような活用をするの？

比較的新しい施設であるため、八幡小学校を中学校へ移転して使用します。

そのため今後は、小学校が跡地活用の施設となります。

北山田中学校グラウンドは水捌けなどが良いので残してもらいたい。

北山田中学校グラウンドは、地区体育大会などの活用状況や、グラウンドの状況なども考慮して、当面は社会体育施設としての活用を検討しています。

中学校跡地の草刈などの管理はどうするの？

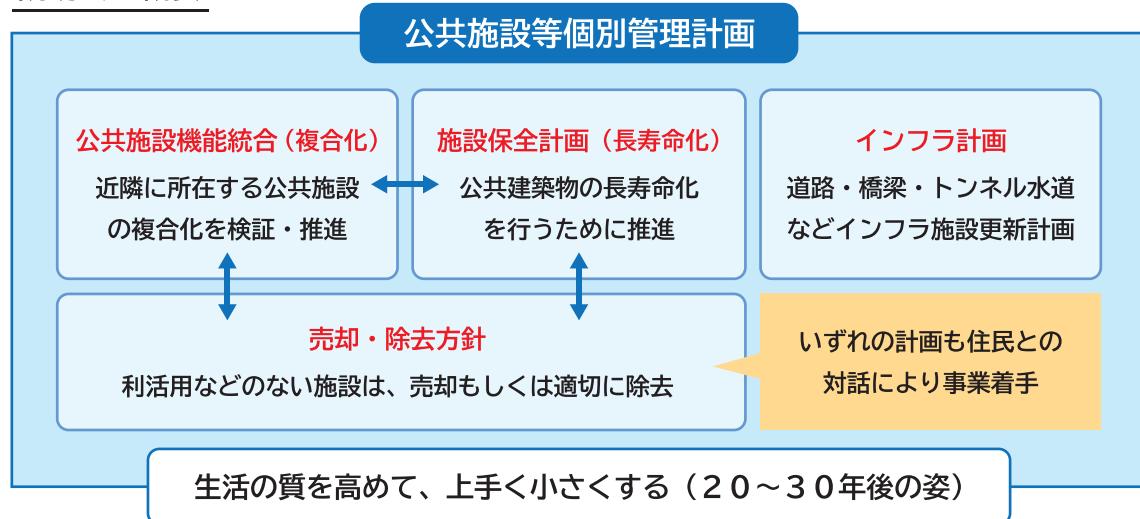
学校跡地は広いので草刈など維持管理が大変負担になります。そのため地域の方と相談し、負担とならなければ適切に維持管理を努めます。

山浦中学校は避難所に指定されていますが、どうなるの？

どの施設も利活用を検討しますが、活用計画がない場合は、将来世



説明会の概要



校舎・教室など貸付をしてくれるのですか？

まだ具体的な利活用が決定していませんので、期間を定めた貸付は可能で。現在、貸付ルールを検討しています。決まり次第お知らせします。

旧八幡幼稚園で提供している一時預かりサービスはどうなるの？

計画書では建物の老朽化により除却を基本としていますが、現在提供しているサービスは別の施設で実施します。

そのため利用者や関係者と「どこが最適なのか」「必要な施設機能は何なのか」など、今後協議を行います。このように施設数は減りますが、他の施設で多機能的にサービス提供・それに伴う必要な施設改修を実施し、利便性を高めます。

中学校跡地は福祉施設としての活用を希望したい。

地区説明会では、どの地域でも福祉施設の要望や宿泊所などの収益施設活用の意見を頂いています。しかし、学校跡地の活用を検討する上で大きなハードルがいくつあります。一つ目は、住民の方がどのような

公的サービスを希望しているのかを調査する必要があります。

福祉施設も「子育て世代の児童館」から「高齢者を対象とした介護施設」など様々な要望があります。そのために、「どのような公的サービスを提供する必要があるのか」を整理する必要があります。

二つ目は、中学校施設も老朽化などが進んでおり、利活用の内容によっては多額の修繕費用が発生します。三つ目は、その施設を「誰が運営をするか」です。

民間事業者が運営する場合は、参入事業者の調査を行う必要があります。また行政が運営する場合は、収益性など運営コストが、どの程度発生するのかを多角的に検証する必要があります。

このように多くの課題はあります

が、今後の具体的な利活用に向けて検討を行います。

将来を見据えて建物除却を進めても良いのでは？

建物は老朽化が進行するため、すべての建物を維持更新をすることは財政面でも大きな負担が生じることが予測されます。そのため一定程度の施設数を減らさなければ、今後、将来世代に負担を残すことになります。

ご意見・ご感想を受け付けています

町では、次の計画をホームページで公表しています。ご意見・ご感想をお待ちしております。

- 玖珠町公共施設個別管理計画
- 学校等跡地施設利活用基本計画

なお、学校など跡地施設利活用基本計画は、今後の学校跡地利活用を具体的に進めるために、基本的な考え方を定めたものです。詳細は別途お知らせします。

問 まちづくり推進課 総合戦略室 企画政策係 ☎(72) 1151

しかし、地域拠点の施設となつていながらみなさんと課題解決を進めています。

そのため住民の方とともに公共施設の老朽化に伴う課題の共有と、既存のサービスの維持や、今後のまちづくり、地域の発展について話し合っていきます。

「燃えるごみ」搬入規制のお知らせ

玖珠清掃センターごみ焼却処理施設の定期点検整備を行うため
2月4日（月）から2月23日（土）まで

可燃ごみの収集は「生ごみ」のみです。

期間中は大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。
※ごみ減量のため、生ごみは水を切ってから出しましょう。

生ごみ以外の可燃ごみ

- 各家庭及び各事業所で保管してください。
- 紙おむつは収集します（汚物は対象外です）。

不燃ごみや資源ごみ

- 通常どおり収集します。

「野焼き」は法律で禁止されています！

家庭から出たごみなどを野外で焼却することは、法律で原則として禁止されています。

「近所でごみを燃やして臭いがする」「煙の臭いが洗濯物についてしまう」などの苦情が寄せられます。ごみを燃やすと「煙」や「悪臭」による生活環境の悪化や、燃やすものによっては有毒物質であるダイオキシン類の発生原因になることもあります。

ごみは正しく分別し、指定の日、指定の場所に出してください。



野焼きとは…

定められた基準を満たしていない焼却炉での焼却行為のこと。家庭でのごみの焼却行為のほとんどは「野焼き」に該当します。例えば、ドラム缶やブロック囲いで焼却・地面に穴を掘って焼却する行為などを指します。

※例外として、公益上や社会慣習上やむを得ない廃棄物の焼却、農業や林業を営むためにやむを得ない廃棄物の焼却、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微な廃棄物の焼却などの行為があります。ただし、例外とされている廃棄物の焼却であっても、生活環境に支障をきたしている場合は行政指導の対象となります。



環境学習会を開催しませんか？

地域やグループなどで、環境やごみについての学習会を開催しませんか？少人数でも構いません。お気軽に環境係までご連絡ください。



不法投棄は犯罪です！

一部の心ない人による、道路、水路、山林などに家電製品やタイヤ、家庭ごみなどの不法投棄が後を断ちません。不法投棄は、美観を損なうだけでなく、悪臭や汚染、さらには災害に発展する危険性を含んでいます。

不法投棄を未然に防止するため、各地区コミュニティなどと協力して、パトロールなどを実施しています。悪質な場合は、玖珠警察署及び西部保健所と連携して対処します。不法投棄は犯罪です。ごみの不法投棄やポイ捨ては絶対に行わないでください。



健康ウォーク推進事業

問 健康ウォーク事務局 ☎ (72)6883

冬のウォーキングで注意すること

冬にウォーキングをする場合、室内と屋外の急な温度の変化により、血圧の変化や脳卒中、心筋梗塞などを引き起こすことがありますので、次の点に気を付けましょう。

- 運動をはじめる前には、準備運動をしっかりと行い、時間をかけてゆっくりと体を温めましょう。
- 運動する時間帯は、日中の暖かい時間にしましょう。
- 運動をするとだんだんと体が温まってきます。体温調整をしやすいように薄手のものを何枚か重ねて着るような服装を選びましょう。下着は吸汗速乾素材のものを選び、汗で体が冷えないよう工夫しましょう。ウインドブレーカーのような風を通しにくい上着を着用し、帽子、手袋、靴下、タイツ、レッグウォーマー、ネックウォーマーなどの小物を活用して防寒対策を行いましょう。

健康になる目的で始めたウォーキングで、無理をしてけがをしたり、病気になったりしたら元も子もありません。日々の体調に気を付けて、無理をせず続けていきましょう。

※今月の健康ウォーク教室はお休みです。



麻しん・風しん

1歳になつたら1回、小学校就学前の1年間にもう1回

麻しん風しんは特別な治療法がなく、予防接種の効果が高い病気です。免疫を持たない人が患者と接触すると、ほとんどの人が発症すると言われ、確実に予防するためには2回の予防接種が必要です。

1 期	対象年齢	生後12～24か月まで
	接種期限	2歳の誕生日の前日まで
	接種費用	無料(ただし、接種期限を過ぎると全額自己負担)
2 期	対象年齢	小学校就学前1年間 (平成24年4月2日～平成25年4月1日生)
	接種期限	平成31年3月31日
	接種費用	無料(ただし、接種期限を過ぎると全額自己負担)

二種混合(ジフテリア・破傷風)

小学校6年生のうちに!

ジフテリア・破傷風の予防接種は、乳幼児期の3種混合ワクチン接種で行っていますが、免疫を維持するためにこの時期の追加接種が予防接種法で定められています。

対象年齢	11歳以上13歳未満
接種期限	13歳の誕生日の前日まで
接種回数	1回
接種費用	無料(ただし、接種期限を過ぎると全額自己負担)



平成30年度 ゲートキーパー養成講座 ～心の健康づくり公開講座～

日時：3月7日（木）午後2時～3時30分

場所：森自治会館大ホール

講演：「メンタルヘルスの不調について～うつの理解とその対応～」

講師：メンタルクリニック日田駅前 院長 葉山 清昭 氏



「紹介状」放置していませんか？

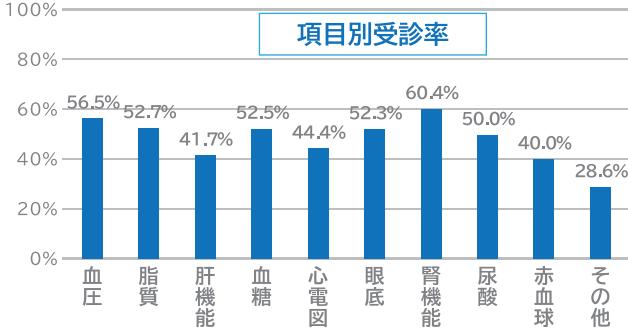
平成30年6月～10月に、特定健診を受診され「要精密検査」だった方の多くが、まだ医療機関を受診されていません。

早めに医療機関を受診し、治療の必要な方は必要な治療を、生活改善の必要な方は生活改善の取り組みを始めましょう！

生活習慣病は自覚症状がないまま進行します！生活を見直すチャンスですよ。



平成30年度 特定健診精密受診状況 (平成30年12月27日現在)



ゲートキーパーとは？

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図る人のことを指します。

自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤立・孤独」を防ぎ、支援することが重要とされています。専門性の有無にかかわらず、家庭や職場、地域などそれぞれの立場で、できることから行動を起こしていくことが自殺対策につながります。

2月の健康カレンダー

○乳幼児健診・健康相談

場所 くすまちメルサンホール



4か月児健診 H30.10月生まれ	22日(金) 午後0時45分～
7か月児健診 H30.7月生まれ	8日(金) 午後0時45分～
11・12か月児健康相談 H30.1、2月生まれ	6日(水) 午前9時30分～
1歳6か月児健診 H29.7、8月生まれ	27日(水) 午後0時30分～
3歳児健診 H27.7、8月生まれ	13日(水) 午後0時30分～

○母子手帳交付

1日(金)、15日(金)、3月1日(金)

時間 午前9時～午後4時

場所 玖珠町役場1階6番窓口



高額介護合算療養費の お知らせを送付します

高額介護合算療養費とは、毎年8月から翌年7月までの1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が基準額を超えた場合、その超えた額が支給される制度です。国保や後期高齢者医療の被保険者で支給が見込まれる方に、3月中にお知らせと支給申請書を送付します。



医療費・介護費の自己負担を軽減します。

自己負担限度額（年額） 平成30年7月まで

所得区分	後期高齢者医療+介護保険	国保+介護保険（世帯内の70～74歳）
現役並み所得者	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ	19万円	19万円

所得区分	国保+介護保険（70歳未満）
(ア)901万円超	212万円
(イ)600万円超901万円以下	141万円
(ウ)210万円超600万円以下	67万円
(エ)210万円以下（非課税世帯を除く）	60万円
(オ)住民税非課税世帯	34万円

※合算の対象となる世帯は、医療及び介護の両制度ともに自己負担額のある、医療保険ごとの世帯です。

また、同一世帯であっても加入している医療保険が異なる場合は、合算の対象にはなりません。

申請について

●次の①と②の方は、住民課 保険年金係（4番窓口）で申請を行ってください。

- ①玖珠町国民健康保険に加入されている方・・・
世帯主が申請者
- ②後期高齢者医療制度に加入し、玖珠町に住民登録のある方・・・**被保険者が申請者**

●申請の際に必要なもの

- ◇送付された支給申請書、お知らせの文書、申請者の印鑑、振込先口座（国保の場合、世帯主名義の口座）・マイナンバー通知カードなど（マイナンバーを確認できるもの）
- ◇算定期間中に加入保険が変わった場合は、過去の保険者の発行する自己負担額証明書

※上記①と②以外の方は、加入している医療保険窓口に『介護保険自己負担額証明書』を添付して支給申請を行ってください。玖珠町介護保険自己負担額証明書は、福祉保健課 高齢者支援係（6番窓口）にお尋ねください。



久留島武彦記念館 だより

問久留島武彦記念館

☎(73) 9200

kurushima@town.kusu.oita.jp

久留島学公開講座

久留島武彦先生やゆかりの人物について、また記念館で開催される企画展の詳しい説明など、幅広く学んでいきます。参加費は無料で、どなたでも参加いただけます。たくさんの方のご参加をお待ちしております。参加をご希望の方は、2月9日（土）までに記念館までお申込みください。

日時・場所	テーマ	講師
2月21日（木） 午後7時～8時30分 久留島武彦記念館	～博多文化の華～ 「小島与一展」 童話の里玖珠町のひな祭り	久留島武彦記念館 館長 金 成妍

ベビーカーが寄贈されました！

公益財団法人 日本博物館協会から、ベビーカーが寄贈されました。

これは、一般財団法人日本宝くじ協会助成博物館整備事業の一環で、全

国の博物館に車いすやベビーカーを寄贈しています。当館にいただいたベビーカーは、室内用として活用していきます。



また、当館には車いすもあります。館内でご利用の際は、スタッフにお声かけください。

臨時休館のお知らせ

2月13日（水）～15日（金）は、展示替えのため臨時休館いたします。

くすまち公民館フェスティバル



【開催日】 2月16・17日（土・日）の2日間 【場 所】 くすまちメルサンホール

展示部門、舞台部門、公開講座を開催します。内容は広報くす1月号、または玖珠町ホームページの「メルサンホール」をご覧ください。

メルサンホール 使用料減免団体の 申請受付

平成31年度のメルサンホール使用料減免団体の申請受付を行います。これまで減免団体であった団体も申請書類のご提出が必要です。

なお、申請書類はメルサンホールの窓口にあります。

申請期限：2月28日（木）

メルサン教養大学のお知らせ

2月の講座は、「たて糸とよこ糸を紡ぎたい～部落史と郷土史～」というテーマで、池部小枝子（大分県人権問題講師・玖珠町社会教育指導員）さんを講師に迎えて開催します。

気軽にご参加ください。

日 時：2月28日（木）午後2時～

場 所：くすまちメルサンホール 1階健康増進室

対 象：玖珠町内在住の成人

受講料：200円（※年間受講生は無料）

その他：託児所を開設しますので、講座の1週間前までにご連絡ください。

ファンタジーミュージカル通信 Vol.5



12月23日、「空からサンタがやってきたフェスティバル」で「童話の里くすファンタジーミュージカルスタジオ」のメンバーが玖珠での初舞台に立たせていただきました！

ちびっこサンタで歌って踊って、最後は地元の人気バンド「ザ・ナバーズ」とコラボでクリスマスソングを大合唱。とても盛り上りました！

次のステージは、2月17日の公民館フェスティバルです。ぜひ、見に来てください！

—わらべの館 2月のおもな行事—

- 絵本の会** 2月6日(水) 午前10時30分～
「あみあみはーと」
 2月20日(水) 午前10時30分～
「ゆきだるマン」

特別行事

豆まき童話学校

♪鬼はそと～福はうち♪

日時：2月2日（土）

午後7時～

場所：森 大乗寺

主催：童話学校



おひなさま折り紙教室

指導 折り紙わらべ

日時：2月24日（日）

1部 午前10時30分～正午

2部 午後1時30分～3時

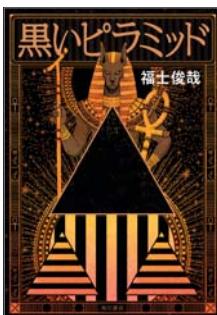
場所：わらべの館 図書室《参加無料》

3月のくすっ子雑展に飾ります



新着情報 ······

第25回日本ホラー小説大賞



黒いピラミッド

福士 俊哉／著 角川書店

犬のマスクを被り古代エジプト研究室に乱入、教授を撲殺した男の最後の言葉を耳にした専任講師の日下美羽は「呪われたアンク」に導かれるようにエジプトの地へ降り立つ。辿り着いた砂漠の果ての呪われた遺跡で美羽が目にしたのはー。

百年泥

石井 遊佳／著 新潮社

笑う朗読

水島 裕／プロデュース 角川書店

白いジオラマ

堂場 瞬一／著 中央公論新社



ラストレター

岩井 俊二／著 文藝春秋

「君にまだずっと恋してるって言つたら信じますか？」亡くなった姉の未咲の代わりに同窓会に出席した裕里は、初恋相手の、鏡史郎と再会し文通をはじめる。手紙の行き違いがきっかけで始まった、二つの世代の恋愛、それぞれの心の再生と、成長を描く。

よしきたジーヴス

P・Gウッドハウス／著 図書刊行会

like like Kitchen

小堀 紀代美／著 主婦の友社



移動図書館「本のたまてばこ」 ······

1日（金）いちごのきもち、れざんの木、森栄館、くるみの森愛児園

7日（木）八幡小学校、くるみ夢愛児園、共生の里メルヘン

8日（金）くすのきこども園、みかづきホール、北山田中学校、杉ノ子こども園、
 杉ノ子放課後児童クラブ

14日（木）こども発達支援センターあ～く、たかすこども園、古後小・中学校

15日（金）カトリック玖珠幼稚園、わかくさの広場、八幡中学校、はね、きりかぶ、玖珠園

21日（木）小田小学校、日出生小・中学校、小野原分校

28日（木）森駅前通り、北山田小学校

○休館日

4日（月）12日（火）

18日（月）25日（月）

○館内整理日

26日（火）

本とあそぼう 全国訪問おはなし隊

キャラバンカーが550冊以上の
 絵本を載せて、わらべの館にやって
 来ます！

日時：2月17日（日）
 午後3時～4時

出演：キャラバン隊隊長&絵本の会

最後まで参加してくれたお友だちには、おみやげがあります

主催：株式会社 講談社



【関東くす・ここのえ会様】よりご寄贈の図書券で子どもに人気の絵本を購入し特設コーナーを設置しました。

大切に読ませていただきます。
 ありがとうございました。

私の読書ノート《My reading list》を作成しました。

レシートを貼り、面白かった本の感想を
 書いて使ってください。わらべの館図書室
 カウンターにあります。





インターネットと人権

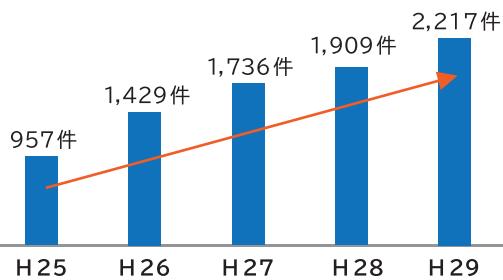
インターネットは、情報の収集や発信の手段として欠かすことのできないものとなっており、その利用者は年々増加しています。しかし一方で、お互いの顔が見えないことや匿名性などの特徴から、人権に関わる様々な問題が発生しています。また、子どもたちも含め、インターネットに関する知識や意識が十分でないことから被害者になるだけでなく、意図せず加害者にもなることも少なくありません。



インターネット上の様々な人権問題

- ネットいじめ：無料通信アプリからの仲間はずれや誹謗・中傷など
- リベンジポルノ・児童ポルノ：性的な画像などを、相手の同意を得ることなく掲示板などに公表
- 個人情報の無断掲載：無断で他人の名前や住所、写真、アドレスなどを公開
- 著作権侵害：他人が作った著作物（映像・写真・音楽・小説など）を無断で掲載
- 性犯罪：出会い系サイトやコミュニティサイト（SNS、無料通信アプリのIDを交換する掲示板など）で知り合った異性とのトラブル

○インターネットによる人権侵犯事件の推移



出典：法務省「平成29年における人権侵犯事件の状況について」

○コミュニティサイト及び出会い系サイトに起因する事犯の被害児童数の推移



出典：警察庁ウェブサイト

画面の向こうには人がいます！

インターネットでの情報発信やコミュニケーションなどの活動は、人ととの関わりです。



使い方次第で、人の心を傷つける凶器になったり、犯罪に巻き込まれる危険が潜んでいます。ルールやモラルを守り、お互いの人権を尊重し合うことが大切です。

被害にあッつまつたら

- 犯罪に巻き込まれそうな場合は、迷わず警察に相談しましょう
- 最寄りの法務局・地方法務局の相談窓口に相談しましょう

みんなの人権110番（全国共通）

☎ 0570（003）110

（平日 午前8時30分～午後5時15分）

こどもの人権110番（全国共通・通話無料）

☎ 0120（007）110

（平日 午前8時30分～午後5時15分）



2月の行事予定

※(セ)人権同和啓発センター (集)十五駄集会所

6日(水) 午前9時30分～	料理教室(集)	19日(火) 午後1時30分～	陶芸教室(セ)
10日(日) 午後8時～	編物教室(セ)	24日(日) 午後8時～	編物教室(セ)
11日(月・祝) 午後8時～	カラオケ教室(セ)	25日(月) 午後8時～	カラオケ教室(セ)
13日(水) 午後3時30分～	書き方教室(セ)	27日(水) 午後3時30分～	書き方教室(セ)
14日(木) 午後1時30分～	生花教室(セ)	28日(木) 午後1時30分～	生花教室(セ)

心豊かな世代が育つ 童話の里づくり 403

—シリーズ— あなたの人権・わたしの人権

「自分から」

玖珠中学校2年

駒井 美憂

皆さん、差別について勉強したり、ニュースで聞いたことがあると思います。

私も中学生になつて、道徳の授業で差別について勉強することが多くなりました。

差別にはいじめや部落差別、人種差別、障がいのある人への差別、女性差別などがありますが、私はその中でも特に気になつたものがあります。それは「見た目」からの差別です。

「あの人とは、あまり話したくない。」「あの人と一緒のグループだ。いやだな。」などと言う人を見たことがあります。

でも、そう言っている人に話しかけてみると、優しくて思いやりがある人だとわかりました。なぜ、みんなそ

ここまで嫌がるのかなと不思議に思いました。

しかし、授業でペアを組んだ時、「えつ、この人と一緒なのか。あまりやりたくないな」と、私も一瞬思つたのです。

あとで、私はなぜあんなことを思つたのだろうと自問しました。

そして気付きました、見た目で嫌だと決めつけている周りの人たちの目を私は気にしていました。

「ひどいことを言う」「なぜそんなに嫌がるの」など周りの人が変わらなければいけないと知つていていました。

そして、見た目や周りの人の言葉で判断せずに、どういった人なのか自分から話しかけたり、動いたりして知つてていきます。

完全に差別をなくすことはできないかもしれませんけど、自分の手で差別を減らしていきたいです。

そのため、一人でいる人に話しかけたり、授業での班活動やペア活動の時に、あまり話したことのない人に自分が声をかけたりしていきたいです。

この人権作文について、意見や感想、激励など、お寄せください。

また、みんなの投稿もお待ちしています。

わたしたちをとりまく様々な不合理や差別性について気づいたことや感じたことを一、二〇〇字程度にまとめて、住所、氏名、連絡先電話番号を記入して（匿名も可）、玖珠町教育委員会社会教育課「あなたの権・わたしの権」までお届けください。



なぜ、こんなことになつてしまふのか。それは自分を守るために思いますが。あの人といふると、自分も他の友だちから変な目で見られる、他の人から嫌われる、変な風に思われたくないから相手を避けて傷つけているのだと思します。

この体験から、他人の言動に「なぜ、そんなことを言うの。」「それはひどいんじゃない。」と思った時、まず自分はどうなのかを考えたいと思いました。

周りを見た目で判断していませんか。

周囲の人を「あの人は…」と何か言う前に、自分はどうですか。

そして、自分が嫌だと思っている人は、本当はどんな人なのかを知つていますか。

周りを変えることは大切ですが、それよりもまずは自分の気持ちから変えます。

仲良くできるように、自分から心の扉を開いてしゃべりかけたり、手助けをしたりすることで、少しでも困っている人の力になれるような力をつけていきたいと思います。

皆さんは、自分が差別されたらどう思いますか。

シリーズ【障がい福祉】④

問 福祉保健課 福祉係 ☎(72)1115

障がいのある人に関わるマークについて

街頭や施設などで見かける障がいのある人に関わる主なマークには次のようなものがあります。理解・協力して豊かな共生社会を作りましょう。



障がい者のための国際シンボルマーク

障がいのある人が利用できる建物や施設であることをわかりやすく表すための世界共通のシンボルマークです。このマークを見かけたら、障がいのある人への配慮について協力しましょう。※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車いすを利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません。



身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている人の車に表示するマークです。マーク表示は、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法で罰せられます。



盲人のための国際シンボルマーク

世界盲人連合で制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がいのある人の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などにつけています。このマークを見かけた場合には視覚障がいのある人の利用への配慮について協力しましょう。



聴覚障害者標識

聴覚障がいであることを理由に運転免許に条件を付されている人の車に表示するマークです。マークの表示は、義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法で罰せられます。

道路上に張り出している樹木の管理は所有者の責任です

道路や歩道に張り出している樹木の枝や竹木・倒木は、通行に支障となるだけではなく、場合によっては、歩行者や通行車両の事故につながるおそれがあります。事故防止のためにも、樹木の張り出し、枯れ木・折れ枝、竹木の繁茂などにより通行に障害がある（またはそのおそれがある）場合は、所有者の方が確認して、事前に伐採や枝払いを行い、安全・安心に道路を利用できるようご協力をお願いします。また、緊急の場合は、道路通行の支障となる竹木などを予告なく伐採・撤去することができますので、ご理解をお願いします。

樹木所有者の責任

樹木の倒木などが原因で歩行者や通行車両に事故が発生した場合には、**樹木の所有者が賠償責任を問われる場合があります。**

(民法第717条 土地の工作物等の占有者及び所有者の責任)

- 1 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵（かし）があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。
- 3 前二項の場合において、損害の原因について他にその責任を負う者があるときは、占有者又は所有者は、その者に対して求償権行使することができる。

作業時の注意事項

電線や電話線などがある場所での作業は、危険を伴う場合があります。管理者（九電・NTTなど事業者）に連絡し立会いのもとで行ってください。通行車両、歩行者などの安全確保と、樹木からの転落防止などに十分注意してください。

建築限界（道路法第30条、道路構造令第12条）

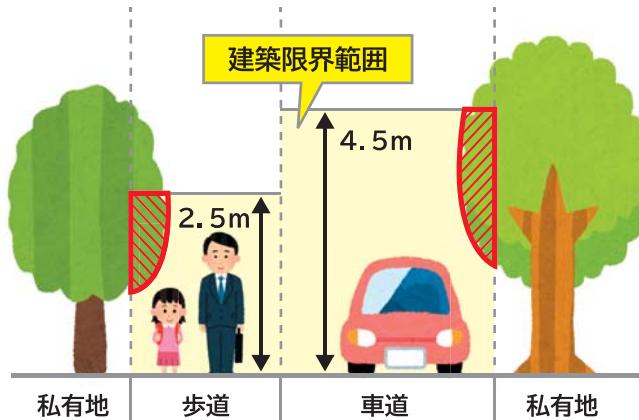
自動車や歩行者の安全な通行を確保するために、車道の上空「4.5m」、歩道上空「2.5m」の範囲に通行障害となるものを設置してはならないとされています（右図、赤斜線で囲んだ箇所）。

樹木の管理

私有地から道路上に張り出している枝や葉は、土地所有者に所有権があるため、町が勝手に切ることはできません。**強風や大雨、降雪の後は特に注意していただき、個人の管理・責任のもと対応をお願いします。**

(道路法第43条 道路に関する禁止行為)

- 1 みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。
- 2 みだりに道路上に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞（おそれ）のある行為をすること。



問 建設水道課 管理係 ☎(72)7163

シリーズ【防災】④

環境防災課 消防交通係 ☎(72)1891

避難時の注意点 ~自分の命は自分で守る~

戸締り・ガス・火元・電気のチェック

- ・避難の際は、火の始末と戸締りを行う。
- ・避難時の持ち出し品は必要最小限にまとめる。

速やかに避難を!

- ・動きやすい格好で、2人以上で避難。
- ・災害に巻き込まれる可能性があるので、忘れ物などを取りに家に戻らない。



洪水・土砂災害での避難の仕方

歩ける深さは50cm

- ・水がひざまで来たら助けを呼び、高い所で救助を待つ。



履物に注意!

- ・裸足、長靴は禁物、ひもで締められる運動靴を履く。

ロープでつなげる!

- ・はぐれないようにお互いの身体をロープで結んで避難。
- ・水面下には危険が潜んでいます。長い棒を杖がわりに安全確認を行う。

車での避難は控える

- ・緊急車両の通行の妨げになります。
- ・浸水すると動けなるので危険です。
- ・車を運転中の場合は、エンジンを止め、キーは付けたまま、ドアはロックしないで避難。



ボウサイくん

メモを残す

- ・外出中の家族には、避難先を記した伝言メモを目立つところに残す。

援助が必要な人がいたら

高齢者や病気の方へは

- ・お年寄りや子ども、病気の方などは早めに避難。
- ・みなさんで協力して避難する。

耳の不自由な方へは

- ・話す時はまっすぐ顔を向け、口を大きくはっきり動かす。
- ・手話、筆談、身振りなどで情報を伝える。

目の不自由な方へは

- ・はっきり、ゆっくり大きな声で話しかける。
- ・誘導する場合は、ひじの辺りを軽く持ってもらい、ゆっくりとした速度で半歩前を歩く。

体の不自由な方へは

- ・車いすの方の場合、階段では必ず3人以上で。
- ・昇る時は前向きに、下りる時は後ろ向きにする。

町営住宅 入居者募集

平成31年度前期分の町営住宅（県営住宅を含む）一般入居者を募集します。この募集で、公開抽選で入居順位を決定し、空き家が生じた場合に入居できることになります。

募集期間：2月25日（月）～3月1日（金）

抽選日・場所：3月25日（月）午後7時～ 役場3階 大会議室

有効期間：2019年4月1日～2019年9月30日（前期分）

申込方法：募集期間内に申込書に必要書類を添えて、建設水道課まで提出してください。

町営住宅とは…

住宅に困窮されている低額所得者の方に対して賃貸する住宅

応募資格

入居対象者は、次の1～5のすべての要件を満たす方です

- 1 現在、住宅に困窮している方
- 2 収入の基準に適合する方
- 3 同居する親族がある方
単身者は60歳以上の方
- 4 県民税または、町税を滞納していない方
- 5 暴力団員ではない方

【申・問】建設水道課 管理係

☎(72)7163

申し込みに必要な書類

1 申込者全員の提出が必要な書類

- ①入居申込書 ②所得証明書 ③納税証明書
(①は玖珠町ホームページより印刷、もしくは建設水道課で配布します。
(②、③について、玖珠町で取得できる方は、建設水道課で様式を配付します)。

2 該当する方のみ提出していただく書類

- 町外者など：住民票
○単身者、ひとり親家庭など：戸籍謄本
○その外該当する方は、別途必要な書類があります。
※同一世帯以外の方は委任状が必要になります。
※証明書など発行の際は手数料が必要です。

国民年金保険料の納付は口座振替が便利でお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替をご利用できます。口座振替は、現金納付よりも割引額が大きい6か月前納・1年前納・2年前納や、月々50円割引となる早割があります。口座振替を希望される方は、預貯金口座をお持ちの金融機関、または年金事務所へ「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書」をご提出ください。申出書は、玖珠町役場住民課または年金事務所の窓口に備え付けています。口座振替のお申し込みには、基礎年金番号の記入が必要です。納付書または年金手帳、通帳、金融機関届出印をご準備のうえ、申出書をご提出ください。

〈口座振替の種類〉 ※振替日が休日の場合は翌営業日に振替されます。

振替方法	振替日など	保険料割引*	申込み期限
①2年前納	4月分から翌々年3月分までの保険料を4月末日に振替	割引あり	毎年2月末日
②1年前納	4月分から翌年3月分までの保険料を4月末日に振替	割引あり	毎年2月末日
③6か月前納	4月分から9月分までの保険料を4月末日、10月分から翌年3月分までの保険料を10月末日に振替	割引あり	・4月末日振替 →毎年2月末日 ・10月末日振替 →毎年8月末日
④毎月納付（早割）	毎月末日に当月分の保険料を振替	割引あり	
⑤毎月納付	毎月末日に前月分の保険料を振替	割引なし	

問 日田年金事務所 ☎ 0973(22)6174

*保険料割引額は、振替方法により異なります。

就農準備研修生募集

〈日程〉

コース名	研修期間	募集期限	選考試験
野菜長期コース	2019年4月5日(金)～ 2020年3月4日(水)	2月18日(月)	3月8日(金)午後1時30分～
畜産コース			

〈研修概要〉

コース名	研修内容	研修費用	研修場所	通所方法
野菜長期コース	○野菜栽培実習 ○基礎講座	44,000円	大分県立農業大学校	自宅から通所
畜産コース	○家畜飼養実習 ○基礎講座	11,000円	農林水産研究指導センター	希望者には寄宿舎あり

〈研修対象者〉

○県内の農業法人などに就職を希望する者及び県内で新たに就農を希望する者

○心身共に健康で、講義の受講や実習に支障のない者

※コースによっては右記以外にも対象要件が加わります。

【申・問】大分県農業大学校研修部 ☎ 0974(22)7583

大分県西部振興局 生産流通部 ☎ 0973(23)2217

平成31年度「玖珠町水質検査計画」を策定しました

水道法施行規則では、新年度に実施する水質検査の内容について「水質検査計画」を策定し、利用者へ公表することが定められています。この計画書は、水質検査の項目や場所、頻度などを記載しており、3月から、閲覧ができます。ご希望の方は、建設水道課までお越しください（過去の検査結果も閲覧できます）。また、ホームページでも閲覧できます。

問 建設水道課 水道室 水道係

☎ (72) 7162

譲渡所得・贈与税の申告をされる方へ

熊本国税局ホームページでは、平成30年分の譲渡所得（土地・建物）及び贈与税の主な特例の適用要件や必要書類を確認できるチェックシートを掲載しています。是非ご覧ください。

※主な特例のチェックシート

- ・マイホームを売却した場合の特例
- ・住宅取得等資金の贈与税の特例

掲載場所：熊本国税局ホームページ>新着情報>

譲渡所得・贈与税の申告をされる方へ

問 日田税務署

☎ 0973(23)2136 ※自動音声案内

平成30年度外出支援サービス利用券 (バス・タクシー券)の申請はお済みですか?

バス・タクシー券の申請受付期間は平成31年2月28日(木)までです。申請がお済みでない方は、お早めに手続きをお願いします。

対象者:①、②のいずれにも該当する方

①昭和18年4月2日より前に生まれた、75歳以上の方

②平成30年4月1日時点で、介護保険の要介護3・4・5に該当していない方。

受付窓口:福祉保健課 高齢者支援係(6番窓口)

受付時間:午前8時30分~午後5時

※土・日・祝を除く

〈必要なもの〉

本人が来所される場合 本人の印鑑

代理の方が来所される場合 代理の方の印鑑・本人確認ができる書類(運転免許証、健康保険証など)

問 福祉保健課 高齢者支援係 ☎(72)1115

協会けんぽ日田出張窓口 閉鎖のお知らせ

日田年金事務所内の「協会けんぽ」の出張窓口を閉鎖します。

閉鎖日:2月28日(木)

各種申請は、郵送で提出してください。

問 全国健康保険協会 大分支部

☎097(573)5630

※各種申請書はホームページからダウンロードできます。<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/oita/>

経営指導員等採用候補者選定試験

大分県内の商工会で、経営指導員として中小企業者の経営改善普及事業(中小企業者の支援・育成)に従事する人を募集します。

募集期限:2月12日(火)

1次試験:2月16日(土)午前10時~

採用時期:4月1日(月)

※詳細はお問い合わせください。

問 大分県商工会連合会 総務課

☎097(534)9507

<http://www.oita-shokokai.or.jp/>

講演『運動はいくつになっても効果あり』 ～運動は認知症予防にも効果あり！～

日常の活動量アップで筋肉維持向上

日時:2月18日(月)午後2時~

場所:くすまちメルサンホール

講師:(株)ライフリー

大分県作業療法協会 児玉隆典 氏

問 福祉保健課 高齢者支援係 ☎(72)1115

平成30年の火災・救急件数

こちら
119番

平成30年中に玖珠町内で発生した火災件数は7件で、前年と比較すると5件減少しています。

寒い季節になると空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります。

火の取扱いには十分注意してください。



《火災種別》

- ・建物火災 3件
- ・その他火災 2件
- ・車両火災 2件

玖珠町内の救急出場件数は752件で、697名を搬送しました。前年に比べて、18件減少し、搬送人員は23名減少しています。1日の平均出場件数は約2.1件でした。

《救急種別》

- ・急病 399件
- ・交通事故 52件
- ・一般負傷 105件
- ・転院搬送 169件

問 玖珠消防署 警防係 ☎(72)2141

事業主も労働者も必ずチェック! 大分県の特定最低賃金

大分県内で働く労働者に適用される最低賃金を、平成30年12月25日に改正しました。

<各金額は時間額です>

○鉄鋼業【915円】※銛鉄鋳物製造業、鋼板の切断加工、鉄スクラップ処理業など

○非鉄金属製造業【886円】※銅の製錬、アルミニの再生、電線・ケーブルの製造業など

○自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業【853円】※造船、船の修理、自動車・自動車部品の製造業など

○自動車(新車)小売業【821円】※自動車新車の販売業

○電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業【807円】※家庭用・業務用の電気機械器具製造業、携帯電話やICなどの製造業

○各種商品小売業・上記特定業種以外【762円】
詳細は最低賃金特設サイトをご覧ください。

<http://saiteichingin.info/>

問 大分労働局賃金室 ☎097(536)3215

めぐみ保育園

新年度 園児募集中

短期預かりも出来ます

学童保育 幼稚園生、小学6年生まで

宿題は個別対応。いろんな体験を準備しています。

詳しくは園までご相談を

大分県玖珠郡玖珠町帆足2262-3

電話0973-72-2074

広告欄

収入保険のお知らせ 青色申告を始めましょう！

- ・青色申告を行っている農業者は、収入保険に加入することができます。
- ・青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、税制上のメリットもありますので、早速、取り組んでみましょう。

青色申告を始めるには、
まず何をすればいいの？



新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、3月15日までに、
所轄税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

この申請を行うと、その年分の所得から、青色申告を行うことができます（申告時期は翌年2～3月）。

問 農林業振興課 事業推進係 ☎(72) 7164

健康診査は受けましたか？

後期高齢者医療制度に加入されている方を対象に、糖尿病などの生活習慣病の早期発見、早期治療のため、健康診査を実施しています。受診券の有効期限は平成31年3月31日までです。すでに生活習慣病などの治療を定期的にされている方や、本年度特定健診又はそれに相当する健診を受診された方は、必ずしも受診する必要はありません。

○健診を受ける際に持参するもの

健康診査受診券と後期高齢者医療被保険者証
問 大分県後期高齢者医療広域連合

☎ 097 (534) 1771

住民課 保険年金係 ☎(72) 1113

2月は「相続登記はお済ですか月間」

期間：2月1日（金）～2月28日（木）

午前9時～午後4時（土・日・祝日は休み）

相談窓口：各司法書士事務所

相談内容：遺産分割、遺言、相続分など相続に関する問題と登記手続き（相談は無料）

問 大分県司法書士会 ☎ 097 (532) 7579

確定申告は正しくお早めに

平成30年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、平成31年2月18日から平成31年3月15日まで、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の確定申告期間は、平成31年1月4日から平成31年4月1日までです。

また、平成30年分の贈与税の確定申告期間は、平成31年2月1日から平成31年3月15日までです。期限間近は、申告相談会場が大変混雑し、長時間の待ち時間が予想されます。お早めに申告をお済ませください。なお、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した確定申告書はe-Taxで申告することができるほか、印刷して郵送などで提出することもできますので、是非ご利用ください。詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）をご覧いただけます。

問 日田税務署

☎ 0973 (23) 2136 ※自動音声案内

決算SALE 人気の試乗車・中古車大放出！

H30年式N-BOXカスタムセンシング



169.8万円

販売価格（消費税8%込み）
■5ドア ■660cc ■AT・AC・PS・PW
■車検:H33/09
■走行:0.5万Km ■車体番号下3桁:061

H28年式 N-BOX G・Lパッケージ



119.8万円

販売価格（消費税8%込み）
■5ドア ■660cc ■AT・AC・PS・PW
■車検:整備付
■走行:2.8万Km ■車体番号下3桁:231

H30年式 CIVIC HATCHBACK



268.0万円

販売価格（消費税8%込み）
■5ドア ■1500cc ■MT・AC・PS・PW
■車検:H33/02
■走行:1.2万Km ■車体番号下3桁:488

H30年式 N-VANスタイルファン



158.0万円

販売価格（消費税8%込み）
■5ドア ■660cc ■AT・AC・PS・PW
■車検:H33/07
■走行:0.4万Km ■車体番号下3桁:264

H30年式 N-BOX G・Lセンシング



149.8万円

販売価格（消費税8%込み）
■5ドア ■660cc ■AT・AC・PS・PW
■車検:H33/10
■走行:5Km ■車体番号下3桁:921

H30年式 N-BOX G・Lセンシング



148.0万円

販売価格（消費税8%込み）
■5ドア ■660cc ■AT・AC・PS・PW
■車検:H33/05
■走行:1.1万Km ■車体番号下3桁:708

H28年式 N-BOXカスタム



129.8万円

販売価格（消費税8%込み）
■5ドア ■660cc ■AT・AC・PS・PW
■車検:整備付
■走行:1.2万Km ■車体番号下3桁:107

H30年式 N-WGN G



108.8万円

販売価格（消費税8%込み）
■5ドア ■660cc ■AT・AC・PS・PW
■車検:H33/11
■走行:5Km ■車体番号下3桁:516

広告欄

広報くす発行費用の一部は広告収入によって
賄われています。

■掲載されている中古車は、2019年1月24日現在のものです。成約済みの場合はご了承ください。
■販売価格は消費税8%を含むものです。保険、税金、登録などに伴う諸費用・リサイクル料金は含まれていません。

※他にも在庫がございます、詳しくはスタッフまで。

ホンダカーズ玖珠

玖珠郡玖珠町大隈159-1 【TEL】0973-72-5778 【定休日】水曜日

しまむら ● セブンイレブン
コスモ薬局 ● ホンダカーズ玖珠

人権なんでも相談所

日時：2月21日（木）3月7日（木）
午前10時～午後3時
場所：くすまちメルサンホール1階 研修室
相談担当者 人権擁護委員
問 人権同和啓発センター ☎(72) 0886

年金相談

日時：2月20日（水）午前10時～午後3時
場所：役場2階 202会議室
相談担当者：日田年金事務所職員
※年金相談は前日までに予約をお願いします。
問 日田年金事務所 ☎0973(22)6174

無料日曜遺言公証法律相談

遺言、相続、高齢者の財産管理、金銭貸借、離婚などの相談を受けます。
日時：2月17日（日）午前9時～午後5時
場所：日田公証役場 ※事前予約が必要です
問 日田公証役場 ☎0973(24)6751

精神保健福祉相談（こころの相談）

うつ病や認知症などの本人や家族などに対する専門医による医療相談です。
日時：2月14日（木）午後2時～
場所：玖珠総合庁舎 3階小会議室 ※要予約
問 大分県西部保健所 地域保健課
☎0973(23)3133

大分県交通事故相談（無料）

被害者・加害者・人身事故・物損事故、何でも相談してください。電話及び面接で相談を受けます。
期日：月曜日～金曜日
(土日、祝日、年末年始の休日を除く)
時間：午前8時30分～正午、午後1時～5時15分
会場：大分県庁舎別館5階
問 大分県生活環境部生活環境企画課
交通事故相談所 ☎097(506)2166

玖珠町総合運動公園 2月の行事予定

陸上競技場	
内 容	開 催 日
【少年サッカー】 第4回ウインターカップU10	16日(土)～ 17日(日)

※予定ですので中止や延期になる場合があります。
※対戦カードや途中経過、結果などはお答えできませんのでご了承ください。

問 社会教育課社会体育係 ☎(72) 6880
玖珠町総合運動公園 ☎(72) 3566

無料法律相談

予約制です。お早めの予約をお願いします。
相談日：2月20日（水）
午後1時30分～4時30分
会 場：玖珠町老人福祉センター 相談室
相談員：一木法律事務所 一木俊廣弁護士
【申・問】ふれあい総合相談センター
☎(72) 5001

自死遺族のつどい

大切な方を、自死で亡くされたご遺族を対象に開催します。参加希望者はお申し込みください。
日 時：3月1日（金）午後2時～4時
参加料：無料（事前に申し込みが必要）
場 所：大分県こころとからだの相談支援センター（大分市大字玉沢908番地）
申込締切：2月22日（金）
【申・問】大分県こころとからだの相談支援センター
☎097(541)6290

在宅障がい者相談会

〈身体・知的・児童の相談〉
障がい種別を問わず、障がい者に関するこ
開催日：2月11日（月）・25日（月）
時 間：午後1時30分～3時
相談員：すぎのこ村「Beeすけっと」職員
〈精神障がいの相談〉
精神障がい者に関するこ
開催日：2月1日（金）・15日（金）、
3月1日（金）
時 間：午前10時30分～正午
相談員：地域生活支援センター「はぎの」職員
場所は、いずれもくすまちメルサンホールです。
問 玖珠町役場 福祉保健課 福祉係
☎(72) 1115

行政書士無料相談会

相続、遺言、農地転用、許認可申請、生活及び老後の心配ごとなどの相談に応じます。
日時：2月21日（木）午後1時～4時
場所：役場2階 202会議室
問 総務課 行政係 ☎(72) 1111
大分県行政書士会日田支部会
☎(72) 4680

行政相談会

行政の仕事でわからない事や、困っていることに、行政相談委員が相談を受けます。
日時：2月12日（火）午前9時～正午
場所：くすまちメルサンホール 2階 研修室
相談担当者：行政相談委員 衛藤孝義さん
問 総務課 行政係 ☎(72) 1111

今月の納税

固定資産税：4期（2月分）
国民健康保険税：11期（2月分）
介護保険料：11期（2月分）
後期高齢者医療保険料：8期（2月分）

納期限 2月28日（木）
口座振替日 2月28日（木）
問 税務課 ☎ (72) 1114

今月の収納

2月27日（水）午前9時30分～午後1時
古後地区 古後地区生活改善センター
山浦地区 杉河内公民館
日出生地区 日出生北部地区コミュニティセンター
問 会計課 会計用度係 ☎ (72) 7165

農業委員会

農地の売買・賃借・転用許可申請を行う方は、受付締切日までに申請書を提出してください。

申請書受付期間 2月15日（金）から
2月22日（金）まで
開催日時 3月5日（火）午後1時30分

問 玖珠町農業委員会事務局
☎ (72) 1175

2月の実弾射撃

（危険ですから立入らないでください）

実施日	立入禁止時間	使用弾着地等	区分
1(金)・4(月)	午前7時～午後9時	第1・2弾着地 仲畑	射撃
5(火)	午前7時～午後9時	第2弾着地	射撃
18(月)～19(火)	午前7時～午後8時	第1・2弾着地	射撃
	午前7時～午後8時	第2弾着地	射撃
20(水)	午前7時～午後8時	坂山	爆破
21(木)～22(金)	午前7時～午後8時	第1・2弾着地 坂山	射撃 爆破
	午前7時～午後8時	第2弾着地	射撃
26(火)～28(木)	午前8時～午後8時	第1・2弾着地	射撃
	午前8時～午後8時	第2弾着地	射撃

※実施予定日の天候などにより日程変更をする場合があります。
なお、演習場は採草・放牧で許可された方以外は立入禁止です。
〔 〕内は予備日を表します。

2月のごみ出しカレンダー

●第2分別

21日(木)山浦・小田・北山田地区
28日(木)日出生・八幡・古後地区

●第3分別

7日(木)玖珠地区

●第4分別

1日(金)森南部・北部地区
8日(金)玖珠地区

15日(金)山浦・小田・北山田地区
22日(金)日出生・八幡・古後地区

●古紙回収

2日(土)八幡・古後地区
9日(土)森・日出生地区
16日(土)玖珠・小田地区
23日(土)北山田・山浦地区



ねこの引き取り

日時 2月14日(木)、25日(月)
午後2時～3時
場所 大分県玖珠総合庁舎
※必ず職員に手渡ししてください。
※飼い猫の場合、引き取り手数料が必要です。
問 大分県西部保健所 衛生課
☎ 0973(23)3133



2月の日曜・休日当番医と当番歯科医

2月3日（日）

玖珠記念病院	塚脇	0973-72-1127
アベックス歯科	日田	0973-22-0075

2月10日（日）

麻生消化器科内科	山田	0973-72-7100
麻生歯科医院	九重右田	0973-76-2310

2月11日（火・祝）

友成医院（町田）	九重町田	0973-78-8811
川津歯科医院	日田	0973-24-6347

2月17日（日）

井上医院	九重恵良	0973-76-2711
アップル歯科医院	日田	0973-24-7710

2月24日（日）

三池循環器内科クリニック	塚脇	0973-72-6101
桑野歯科医院	日田	0973-22-2556

3月3日（日）

友成医院（塚脇）	塚脇	0973-72-0330
井上歯科医院	九重右田	0973-77-6851

創部30周年を迎えました

小学生バレーボールチーム「玖珠Jr.V.B.C」（田中博之総監督、部員9名）が創部30周年を迎え、12月1日に森中学校体育館で記念交流大会を開催しました。大会には町内外9チームが参加し熱戦を繰り広げました。大会終了後には記念式典も行われました。



“社会を明るくする運動”作文コンテスト受賞

第68回“社会を明るくする運動”作文コンテストで、最優秀賞に吉平陽香さん（森中学校・1年）、奨励賞に矢野佳音さん（森中学校・1年）、入選に宿利悠太さん（古後小学校・6年）が入賞しました。

今回は県内の小学生から358点、中学生から565点の作文が寄せられ、審査の結果、小学生の部12点、中学生の部12点が入賞しています。



九州トップクラブリーグ、来季も参戦

12月18日、玖珠ラグビークラブ（佐々木昌文監督）が九州トップクラブリーグの今季の結果と来季の参戦の報告を宿利町長に行いました。同クラブは九州トップクラブリーグに昇格してから3年連続で出場しており、今期は5位の成績で来季の参戦を決めました。

九州トップクラブリーグは、8チームで構成され6位以内のチームが残留しています。



シルバー人材センター主催の餅つき

12月21日、玖珠町シルバー人材センター（金藤勝典理事長）主催の餅つきが玖珠自治会館で行われました。

会員の親睦を深めることや会員を増やすための取り組みのPRとして行われ、約30名が参加し、自治会館や介護福祉施設などの鏡餅も作られました。



小川 末子さん 祝100歳！

12月18日、百歳のお誕生日を迎えた小川末子さん（大隈・大隈住宅）のお祝い訪問をしました。

小川さん、100歳おめでとうございます。これからもお元気でいてください。



「新・題名人」大募集 当コーナーの見出しの題字「まちのわだい」を書いてみませんか？

色鉛筆・クレヨン・毛筆・POP形式など、形式は問いません！氏名・住所・簡単なコメント・顔写真・連絡先、未成年の場合は保護者の氏名を添えて、郵送またはメールでお寄せください！

〒879-4492 玖珠町大字帆足268番地の5 玖珠町まちづくり推進課広報係 koho@town.kusu.oita.jp



今月の題名人

えとう つむぎ
江 藤 紗ちゃん(9)
(寺山小路1)

私は絵を描くのが大好きです！
特に、似顔絵が得意です☆



平成31年成人式開催

1月13日、くすまちメルサンホールで「平成31年玖珠町成人式」が開催されました。玖珠町に住民票がある新成人と住民票が町外にあり玖珠町の成人式へ出席を希望した合計約160人の内、120名（男性64名、女性56名）が出席しました。新成人を代表して田中里奈さん（大分市在住）が成人証書と記念品目録を宿利町長から受け取りました。

式典では、式辞を宿利町長、祝辞を工藤典幸大分県西部振興局長、濱田洋大分県議会副議長、河野博文玖珠町議会議長の3名が贈りました。これを受け、後藤千佳さん（帆足・栄町2）が答辞を述べました。

会場では旧友との久しぶりの再会を喜び合う姿が見られ、楽しそうな新成人の姿で賑わっていました。



社会福祉事業へ寄附

12月21日、日田信用金庫（梶原智敏理事長・写真中央、江藤康玖珠支店長・写真右）から、玖珠町の社会福祉事業などの費用として寄附をいただきました。寄附金は同事業所が11月に実施したチャリティゴルフコンペの益金によるものです。ご寄附いただいたみなさまありがとうございます。有効に活用させていただきます。



童話の里“くす”われら現役大会
2/24(日)午後1時から

くすまちメルサンホール

福祉保健課 健康推進係
☎(72)1115

玖珠町民の日・男女共同参画フォーラム in くす
3/2(土)午後1時から

くすまちメルサンホール

総務課
☎(72)1111

日 時	行 事	場 所	詳 細
毎日(土日・祝除く)午前9時~11時	園庭開放	たかすこども園	*事前にご連絡ください ☎(72)2325
毎日(土日・祝除く)午前9時~11時		杉ノ子こども園	*事前にご連絡ください ☎(73)8120
毎日(土日・祝除く)午前9時~正午		くすのきこども園	☎(72)4527
毎週水・金曜日 午前9時~11時30分		めぐみ保育園	子育て相談(無料)と給食体験(実費)は要予約 ☎(72)2074
毎週木曜日 午前10時~11時30分		くるみ夢愛児園	☎(72)6066
毎週金曜日 午前10時~11時30分		くるみの森愛児園	☎(72)0854
毎週火・木曜日 午前10時~11時30分		カトリック玖珠幼稚園	*事前にご連絡ください ☎(72)1074
1(金)午前11時~正午	節分豆まき	子育て支援センター いちごのきもち	睦福社会 ☎(72)4860
5(火)午前11時~(15分程度)	絵本読み聞かせ	子育て支援センター いちごのきもち	睦福社会 ☎(72)4860
12(火)午前10時30分~正午	おひな様作り	子育て支援センター いちごのきもち	睦福社会 ☎(72)4860
13(水)午前10時30分~11時30分	★おひなさま作り★	森自治会館	森自治会館 ☎(72)1093
14(木)午前10時30分~11時30分	「初めての日」自治会館まつりの練習・おひなさまづくり	玖珠自治会館	玖珠自治会館 ☎(72)1511
15(金)午前10時~午後2時	身体計測	子育て支援センター いちごのきもち	睦福社会 ☎(72)4860
19(火)午前10時30分~正午	誕生日会(1月・2月生まれ)	子育て支援センター いちごのきもち	睦福社会 ☎(72)4860
21(木)午前10時30分~11時30分	「きりかぶルーム」自治会館まつりの練習・おひなさまづくり	玖珠自治会館	玖珠自治会館 ☎(72)1511
26(火)午前10時30分~11時30分	スクラップブッキング	子育て支援センター いちごのきもち	睦福社会 ☎(72)4860
28(木)午前10時30分~11時30分	「ぴよぴよルーム」自治会館まつりの練習・おひなさまづくり	玖珠自治会館	玖珠自治会館 ☎(72)1511

*わらべの館の行事は、本誌16ページをご覧ください。

STOP 踏切事故

故意や過失による事故には、損害賠償責任が伴います。

踏切では次のことを守ろう！

- 必ず一旦止まって左右を確認する。
- 向かい側に自分のスペースができるまで踏切の手前で待つ。
- 警報機が鳴り出したら踏切に入らない。

車が動かなくなったらまず列車を止めよう！

非常ボタンを押すか、発炎筒で合図する。
踏切での緊急な用件は下記まで連絡してください。

☎0120(405)889

2月3日は『ふみきりの日』悲惨な踏切事故を無くそう!! JR大分支社

2 過疎ニモ負ケズ 高齢化ニモ負ケナイ
「地域づくり」

7 平成31年度玖珠町臨時職員の募集

8 確定申告・申告相談はお早目に！

10 公共施設老朽化・中学校跡地
説明会を開催しました

12 かんきょう情報、健康ウォーク推進事業

13 わがまち健康情報

14 国保だより / 久留島武彦記念館だより

15 公民館だより

16 わらべの館だより

17 啓発センターだより

18 人権作文

19 くらしの情報

シリーズ障がい福祉 / 道路上に張り出している樹木の伐採 / シリーズ防災 / 町営住宅入居者募集 / 国民年金保険料口座振替 / 就農準備研修生募集 / 譲渡所得・贈与税の申告 / 玖珠町水質検査計画 / こちら119番 / 大分県特定最低賃金 / 外出支援サービス利用券の申請 / 協会健保日田出張窓口閉鎖 / 青色申告 / 動公園行事予定 / ごみ出しカレンダー / ねこの引き取り / 日曜休日当番医 / その他各種試験・募集・相談 など

26 まちのわだい

28 お出かけカレンダー / ベビー&キッズルーム

29 目次 / 町長コラム にぎりめし / おくやみ 他

30 たんじょう・わが家のアイドル 他



にぎりめし

No.11 文:玖珠町長 宿利政和

新年1月13日に「平成31年玖珠町成人式」がくすまちメルサンホールで行われ、約160名の新成人が大人の仲間入りをしました。

式では御来賓の祝辞に続いて、卒業された各中学校時代の恩師からのビデオレター放映や講演会などが催され、日程を通して他県で見られるような新成人の過激なパフォーマンスもなく平穡な式典となりました。

私からの新成人への祝辞は、成人としての責任や義務、両親や家族への感謝の心についてなど事務局が準備してくれた挨拶でしたが、少しだけ変更させてもらいました。

それは、27歳の若さで急死された方の葬儀が成人式の数日前にあり、ご遺族である両親や家族の深い悲しみに対してかける言葉を失ったこと、私自身が成人式（36年前）の1週前に実母を失ったこと、さらに息子が本日成人を迎えたという内容でした。

親として「これからも素晴らしい人生を歩んで欲しい」と思ながら大事に20年間を育て過ごしてきたが、親より先に他界された子どもの両親や家族の深い悲しみ、また一方で家族揃って成人を祝う事ができたことへの感謝などについて感じてほしいと思い、挨拶に追加させて頂きました。

過疎高齢化が進む玖珠町では地区催事や共同作業など厳しくなっており、消防団活動など暮らしや地区を守ってくれる貴重な若者が高校や大学を卒業後は町外へ出ていくことが多くなっています。

この若者たちが、自ら進んで住み続けて「元気なまちづくり」へと貢献・繋いで頂けるように、我々が頑張らなければ・・・と再認識した成人式でした。

人口と世帯

(前月比)12月末現在

人口 15,304人
(-14)

世帯数 6,552戸
(-6)

男 7,334人
(-1)

女 7,970人
(-13)

平成30年交通事故の概況(平成30年12月31日現在)

地域別	人身事故 発生件数	物損事故 発生件数	発生件数計	死者 (人)	負傷者 (人)
北山田	7	50	57		12
森	4	38	42	1	6
中央	3	59	62		3
玖珠	15	176	191		19
西部		16	16		
八幡	2	11	13		2
山浦		1	1		
古後	1	4	5		1
小計	32	355	387	1	43



おくやみ申し上げます

(敬称略)

平成30年12月9日から平成31年1月8日までに届出のあった
町内居住の死亡者。(ご家族が町報への掲載を希望された方のみ)

自治区名	氏名	年齢	届出人	自治区名	氏名	年齢	届出人
元組上	小野 武子	97	英世	長野上	平井 晴澄	85	トシ子
上戸畠	園田ミチ子	93	大助	山中下	梅木イツエ	85	幸信
戸上	河野 満	70	和義	門出	梅木 芳信	68	純子
中通	武石トヨ子	86	賢一	草の入江	岩田 善美	86	和義
花香	梅木 勇	83	好美	平川上	谷 洋子	74	和之
高橋	宮川千恵子	83	武男	戸畠	島津キリノ	105	義明
平川下	塩井 利男	94	文徳	笛ヶ原	藤原 幸則	61	洋子
田町上	濱田 敏子	87	淳	志津里	諫山常三郎	83	忠彦
魚返	續木 利夫	88	孝司	東町上	森山喜久生	93	年子

お誕生おめでとうございます (敬称略)

平成30年12月9日から平成31年1月8日までに届出のあった町内居住の出生児。
(ご家族が町報への掲載を希望された方のみ)

自治区名	名前	届出人	自治区名	名前	届出人
今村	蒼ちゃん	松崎 徹郎	九日市自衛隊宿舎	綾くん	朝倉 淩太
上田新町	朝陽くん	武石 英之	柿西一颯くん	瀧石 忠充	
中塚脇	俊昭くん	中俣 和俊	上田新町	つむぎちゃん	高倉 信也

HAPPY BIRTHDAY

わが家のアイドル

2がつ



こうの はると
幸野 晴歩くん
すくすく成長中の晴歩くん♡
これからも沢山色々な楽しいことしようね♡

平成 29 年 2 月 28 日 ⑨ 裕一 (元組上)



かんだ のりか
神田 紀花ちゃん
3歳のお誕生日おめでとう♪
これからも笑顔いっぱい★のんちゃんらしく元気に育ってね♪

平成 28 年 2 月 2 日 ⑨ 裕司 (長野下)



あきよし じゅん
秋吉 純くん
3歳のお誕生日おめでとう!
笑顔が可愛くて優しい純が大好きだよ♡

平成 28 年 2 月 21 日 ⑨ 勇志 (平川上)



おがわ りょうや
小川 凌弥くん
3歳のお誕生日おめでとう!
これからもみんなを笑顔にしてね♡

平成 28 年 2 月 16 日 ⑨ 弘樹 (長野上)



ひの いちや
日野 壱哉くん
お誕生日おめでとう♪いつも家族を笑顔にしてくれるイッチャン。これからも皆楽しませてね☆

平成 28 年 2 月 8 日 ⑨ 克裕 (川底)



ひらい こはる
平井 心陽ちゃん
2歳おめでとう!
これからも笑顔が素敵なお子になつてね!

平成 29 年 2 月 1 日 ⑨ 直之 (長野中)



ふじもと めい
藤本 芽生ちゃん
3歳おめでとう!
めいちゃん自作のお話と、とびきりの笑顔は家族みんなの癒しです☆

平成 28 年 2 月 27 日 ⑨ 貴光 (大和町)



なかむら かいと
中村 海音くん
かいと 2歳おめでとう! どうぞもできるようになったね。これからも元気いっぱい優しく育ってね。

平成 29 年 2 月 11 日 ⑨ 新 (楠町)



たけいし こたろう
武石 虎汰郎くん
2歳のお誕生日おめでとう!
楽しい毎日をありがとうございます。これからもよろしくね。

平成 29 年 2 月 2 日 ⑨ 良太 (新田中)

掲載月に誕生日を迎える町内にお住まいのお子さま(3歳のお誕生日まで)を広報くすで紹介しませんか?

写真、名前(ふりがな)、生年月日、保護者の氏名、住所(自治区)、コメント(40文字以内)を添えて応募ください。

✉ koho@town.kusu.oita.jp

または、まちづくり推進課広報係へお持ちください。

3月号の締め切り 2月 13 日(水)

※写真の返却はできません ※紙面の都合により掲載できないことがあります。

※メールで応募された方へは、確認のメールをお送りしています。確認のメールが届かない場合は、直接お電話でご連絡ください。

公用車を売却します

車種：トヨタ ハイラックス (H10年式)

走行距離：105,853Km(12月21日時点)

最低売却価格：200,000円 (税抜)

入札日：2月19日 (火)

※参加するには事前申請が必要です。(資格条件あり)

事前申請受付期間：2月1日 (金) から2月15日 (金) まで

詳しくは、総務課管財係窓口で配布する資料または玖珠町ホームページでご確認ください。

問 総務課 管財係 ☎(72) 1892

